

## 製造に関する Q&A

問 1 (木質耐火部材の構成部材の製造について)

集成材製造工場です。木質耐火部材用の集成材を製造し、製造会員に販売したいのですが、どの会員区分にあたりますか？

→答 1. この場合は会員③にあたります。木質耐火部材の材料となる部材（製材、集成材、被覆材、外装材など）を製造する場合、木質耐火部材そのものの製造とは区別されますので、製造会員としての会員登録を行う必要はありません。

問 2. (原料材提供者の会員登録について)

製材工場です。原料の提供を行う場合、製造会員登録の必要はありますか？

→答 2. 登録の必要はありません。原料材や製材の提供を行う場合にも。それらの部材は木質耐火部材の構成部材にあたるため、その製造および提供は木質耐火部材そのものの製造にはあたらず、製造会員への登録にはあたりません。ただし、木質耐火部材の原料となる部材提供のネットワーク構築のために、積極的に会員③へご登録ください。

問 3. (部材プレカット業の会員登録について)

製造する木質耐火部材の断面が大きすぎるのでプレカットを自社で行えないため、他のプレカット工場に委託したいのですが、その場合は委託先も製造会員登録を行う必要がありますか？

→答 3. プレカットのみの協力であれば、木質耐火部材の製造行為にはあたらないため、委託先が製造会員登録を行う必要はありません。ただし、木質耐火部材のプレカット技術蓄積のために、積極的に会員③へご登録ください。

問 4. (木質耐火部材の現場施工者の会員登録について)

現場施工が必要な場合、施工会社も製造会員に登録する必要があるのでしょうか？

→答 4. 登録の必要があります。木質耐火部材は工場での製造が原則となりますので、現場施工を行う場合はあらかじめ当協会との協議が必要です。現場において木質耐火部材を施工する場合、それは製造とみなし、施工者も製造会員である会員①への登録を行っていただきます。

問 5. (製造会員の範囲について)

どの時点で「木質耐火部材の製造」にあたるのか？

→答 5. 製造行為は「当該行為によって木質耐火部材が製品として完成する行為」を指します。その中には、「耐火被覆材の貼り付け」や「外装材の貼り付け」といった、木質耐火部材特有の製造工程を実施する行為も該当します。これらの行為を行う場合には、製造会員である会員①への会員登録が必要となります。耐火被覆材や外装材、心材そのものの製造は、木質耐火部材の製造行為には該当しません。

## 販売に関する Q&A

問 6. (木質耐火部材を用いた営業行為について)

木質耐火部材を用いた設計プランのプレゼンをお施主様に行う場合、販売行為にあたるのか？

→答 6. 販売行為にあたります。当協会では取り扱う木質耐火部材の名称を用いて営業行為（販売を目的とした行為）を行う場合、当該部材の商標を使用しているとみなされるため、それは販売行為と判断します。そのため、販売会員である会員①または会員②に登録をしていただく必要があります。

問 7. (木質耐火部材の名称の営業的使用について)

関係業者に対し耐火木構造部材の説明を行うため、部材のパンフレットを配布したい。販売会員でなくとも、説明用のパンフレットなどを用いて、協会や部材の説明を行うことは可能か？また、自作で部材のパンフレットを作り、説明することは可能か？

→答 7. 木質耐火部材が特許および商標に登録している場合、当該特許および商標を使用することができるのは会員①および会員②のみとなります。パンフレット等を作成していただき、それらを用いて部材の説明を行う場合にも、木質耐火部材の商標を用いているため、会員登録が必要となります。

問 8. (木質耐火部材を用いた建築物の設計について)

設計事務所で、木質耐火部材を使って耐火木造建築物を建てたいと考えています。部材の製造や販売は行わず、設計のみを行うときには、どの会員に登録するといいでしょうか？

→答 8. 製造や販売を行わず、設計のみを行う場合には、特別賛助会員への登録をお願いします。また、木質耐火部材を用いて耐火木造建築物の建設を行う場合には、事前に当協会主催の講習会の受講が必要になります。設計した建築物の事業主への提案など、その行為が木質耐火部材の販売行為につながると判断できる行為を行う場合には、その行為は営業行為とみなされ、販売会員への登録が必要になります。

問 9. (販売会員の範囲について)

どの時点で「木質耐火部材の販売」にあたるのか？

→答 9. 木質耐火部材の名称を用い、当該部材の販売につながると判断される行為、すなわち営業行為を行った時点で、販売行為に該当します。これらの行為を行う場合には、販売会員、すなわち会員①または②への会員登録が必要となります。

## 会員区分に関する Q&A

問 10. (会員区分の変更について)

会員区分を変更したいが、手続きや会費の支払い、返却についてはどのような手続きが必要か？

→答 10. 会員区分変更の場合は、基本的に協会への申し出により変更が可能となります。この場合、会員③や会員②から会員①への変更については、差額の会費納入が必要となりますが、会員①から会員②および③への変更の際には、差額の会費は返却されません。

問 11. (一般会員と特別会員の違いについて)

正会員と特別会員の違いは？

→答 11. 特別会員は、省庁、都道府県、および市町村といった自治体などが対象となっています。森林組合、各種団体、研究機関などは、特別会員ではなく、正会員（会員①、②および③）の登録区分に該当します。

問 12. (木質耐火部材ごとの会員区分について)

協会の取り扱う木質耐火部材のうち、ある部材に関しては販売のみ、別の部材に関しては製造および販売を行いたいのだが、どのような手続きが必要か？

→答 12. 耐火構造大臣認定書は、耐火木造建築物一棟ごとに一部、一括して交付されるため、部材別に会員区分を変更することはできません。すべての木質耐火部材共通での会員区分となります。

問 13. (入札物件における設計者、および施工者の会員登録について)

協会の会員である事業主が耐火木造建築物の入札を行った場合、その結果決定した設計者、および施工者も同様に会員への登録が必要か？

→答 13. 入札を行った事業主が協会の会員である場合、設計者および施工者は、協会への会員登録の必要はありません。